

第6回諏訪市農業委員会を次のとおり招集した。

- 1

日

時

令和8年9月25日(金曜日) 午後2時
- 2

場

所

諏訪市役所 3階 302会議室
- 3

出席委員数

農業委員

11名 (田中政文委員欠席)

会 長

12番

小泉 幸善

会長代理

2番

岩波 眞喜雄

会長代理

5番

矢崎 勝美

1番

藤森 正一

3番

湯澤 広充

6番

飯田 吉三

7番

濱 幸彦

8番

宮坂 誠一

9番

溝口 喜視

10番

五味 恵美子

11番

藤森 紀保
- 農地利用最適化推進委員

10名

河西 正裕

小泉 辰也

伊藤 賢次

藤森 芳樹

金子 善行

矢崎 俊実

矢澤 博司

原 孝志

林 隆史

小松 弘明

4

農業委員会事務局

局 長

山寺 弘文

次 長

藤森 秀

主 査

池田 一真

主 任

荒牧 幸治

会計年度任用職員

細田 栄一

5

署名委員

5番

矢崎 勝美

6番

飯田 吉三

6

会議の概要

会議の概要については次のとおり

なお、農業委員会等に関する法律第31条に基づく議事参与の制限は

適正に行われている(該当議案なし)

○委員会成立報告	
事務局 山寺弘文 局長	<p>これより令和8年度第6回諏訪市農業委員会を開会いたします。</p> <p>本日、農業委員の田中委員が欠席です。出席委員は12名中11名ですので諏訪市農業委員会会議規則第5条の規定により本会議は成立です。</p> <p>また本日、欠席の農地利用最適化推進委員はおりません。10名全員出席です。</p>
○議事録署名人の指名	
事務局 山寺弘文 局長	<p>議事録署名委員を指名します。諏訪市農業委員会会議規則第12条の規定により、本日の議事録署名人に5番の矢崎勝美委員、6番の飯田吉三委員を指名します。</p> <p>それでは、以降の進行を小泉会長にお願いします。</p>
○会長あいさつ	
小泉幸善 会長	<p>皆さんご苦労様でございます。お盆明けくらいからずっと雨で稲刈りも遅れたり、足場も悪かったりして今日もこのあと作業をされる方もいるようです。本日案件は少ないですがスムーズに進行したいと思います。</p> <p>それでは、議事に入ります。1ページ、議案第23号農地法第3条の規定による許可申請について、No.13四賀の件の説明をお願いします。</p>

○議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について	
推進委員 伊藤賢次 委員	<p>(No.13)</p> <p>担当の伊藤より説明させていただきます。〔場所の説明〕。</p> <p>所在は大字四賀、字は宮下が〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、御座原が〇〇番、穴田が〇〇番、〇〇番の11筆になります。台帳、現況ともに田ですがここ何年も耕作はしていない状況です。面積は11筆それぞれありますが合計で〇〇㎡です。</p> <p>契約内容は売買で〇〇円です。譲渡人は〇〇の〇〇さん、事由は高齢により耕作が困難となったことです。息子さんは2人いますがともに県外に住んでおり、戻る予定もないということで売買に至ったと聞いています。譲受人は〇〇の〇〇さんで事由は申請地を買受け、営農規模を拡大したいということです。</p> <p>権利の種類は所有権の移転で、来年の1月ごろに契約を進め来年より申請地で稲作を行う予定です。譲受人は申請地の南側で父所有の田を〇〇㎡、畑〇〇㎡を父、祖母とともに耕作しています。取得後の予定作付面積は稲作が〇〇㎡、葱が〇〇㎡、大豆〇〇㎡、さつまいも〇〇㎡となっています。</p> <p>農機具はトラクター〇台、耕運機〇台、田植え機〇台、バインダー〇台、脱穀機〇台を所有しています。農作業に従事するものの状況は譲受人本人が農作業歴10年で年間従事日数は100日、父と祖母が農作業歴は40年以上で年間従事日数は240日です。</p> <p>周辺地域との関係ですが、水路の清掃ゴミ拾い、農地周りの草刈りを行います。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。</p>
小泉幸善 会長	<p>この件についてご意見ご質問がありましたらお願いします。(質疑等なし)</p> <p>この件について許可して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手)全員賛成です。</p> <p>続きまして3ページ、議案第24号農地法第4条の規定による許可申請について、No.5湖南の件の説明をお願いします。</p>

○議案第24号 農地法第4条の規定による許可申請について	
推進委員 金子善行 委員	<p>(No.5)</p> <p>地区担当の金子より説明いたします。所在は大字湖南、字境、地番は〇〇番です。〔場所の説明〕。地目は台帳が畑ですが、現況は既に宅地の一部となっており、面積が〇〇㎡です。</p> <p>申請の目的は既に宅地となっている範囲の住宅敷地の拡張で規模は水場と物置です。現状が既に水場と物置になっています。</p> <p>申請人の〇〇市に在住の〇〇さんは学生のころまでは諏訪に住んでいましたが結婚を機に〇〇に住んでいまして、申請地には両親が住んでいました。両親が亡くなり相続により取得しましたが、土地の売却を進めるにあたり一部農地のまま残っていることを知ったようです。</p> <p>それに伴い今回の申請となりましたが、経緯を踏まえ顛末書が添付されています。経緯については先代の時代には既に宅地の一部となっていたため、転用の経緯は不明です。今後はこのようなことがないように農地法令遵守に努める旨とお詫びが記載されています。</p> <p>説明は以上になります。ご審議のほど、よろしくお願いします。</p>
小泉幸善 会長	<p>この件についてご意見ご質問がありましたらお願いします。(質疑等なし)</p> <p>この件について許可して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手) 全員賛成です。</p> <p>続きまして4ページ、議案第25号農地法第5条の規定による許可申請について、No.22高島三丁目の件の説明をお願いします。</p>

○議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について	
推進委員 小松弘明 委員	<p>(No.22)</p> <p>地区担当の小松より説明します。所在は高島三丁目、〇〇番です。〔場所の説明〕。地目は、台帳は田ですが現況は畑です。面積は〇〇㎡です。</p> <p>申請目的は資材置場で石材、木材、機材、機具等を置きます。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇さん(法人)になります。譲渡人は高齢で畑もできないため手放したいという意向です。今年に近くのりんご畑も5条申請により手放されています。農地を維持していくことが難しいようです。譲受人の〇〇さん(法人)は造園業を営んでおり、申請地は既に道路と同じ高さの畑になっており、少し固めればそのまま利用できる状況です。</p> <p>〇〇さん(法人)の代表者の奥さんの実家が申請地の隣接地となっており、同敷地が会社の事務所になっています。事務所のすぐ近くに資材が置ける場所が確保できるということから売買が成立したようです。</p> <p>売買価格は〇〇円です。その他に造成費が〇〇円、機材は所有しているため、自社で多少の地ならしを行う計画です。その他に諸経費〇〇円、計〇〇円です。〔資金調達計画の確認〕。</p> <p>小和田牧野農業協同組合の同意書が添付されています。周りは既に宅地となっており、周囲への影響はありません。</p> <p>以上です。</p>
小泉幸善 会長	<p>この件についてご意見ご質問がありましたらお願いします。</p> <p>私から質問ですが、法人の代表が外国の方ですが日本に帰化されているのでしょうか。</p>
推進委員 小松弘明 委員	<p>国籍はわかりませんが、奥さんが日本人のため帰化されているのではないかと思います。</p>
小泉幸善 会長	<p>今まで外国の方から申請が出てくることはありませんでしたが、外国の方が買う場合は規制がかかってくるのでしょうか。</p>
事務局 池田一真 主査	<p>3条の場合は申請時に国籍等の記載が必要などの要件がありますが、4条、5条により事業所用地として取得する場合には特に制限はないと認識して</p>

	おります。
小泉幸善 会長	<p>その他にご意見ご質問がありましたらお願いします。</p> <p>この件について許可して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手) 全員賛成です。</p> <p>続きまして5ページ、報告第10号農地法第18条第6項の規定による通知書(合意解約)について、説明をお願いします。</p>

○報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知書(合意解約)について

事務局 池田一真 主査	<p>報告第10号農地法第18条第6項の規定による通知書(合意解約)について、事務局池田よりご報告致します。議案集は5ページをお開きください。</p> <p>所在は湯の脇一丁目、地番が〇〇番、台帳、現況共に畑となっています。面積は〇〇㎡です。[場所の説明]。今回、平成13年以前に契約した3条による賃貸借契約が解約されていないことが判明し、既に賃貸借の実態がないことから合意解約するものです。</p> <p>令和8年9月7日付で合意が成立し、翌9月8日事務局に報告がありましたのでご報告致します。</p> <p>以上、ご報告させていただきます。</p>
小泉幸善 会長	<p>この件についてはよろしいでしょうか。</p> <p>続きまして6ページ、報告第11号農用地利用集積等促進計画の認可について、説明をお願いします。</p>

○報告第11号 農用地利用集積等促進計画の認可について

事務局 荒牧幸治 主任	<p>こちらは7月の総会で審議いただいたものについて、現在第1工区における基盤整備事業に関する賃貸借権の設定に関するものになります。こちらが認可されましたので通知するものになります。</p> <p>議案集には土地の所有者と耕作者が記載されていますが、実際には土地の所有者が中間管理機構に貸出した農地を今回の配分手続きにより中間管理機構から耕作者に貸し付けるという手続きになります。</p> <p>一覽に記載の17筆について、8月31日付で公告を行い、令和8年9月1日から10年後の令和18年12月31日までの期間で賃貸借権を設定するものになります。</p> <p>なお、一覽に借賃と借料に関する欄がありますが、値が入っていない箇所については自分から自分に貸し付けるということで制度上認められているものになりまして、そういったものは借賃の記載をせずに処理を行ったものになります。</p> <p>以上になります。</p>
小泉幸善 会長	<p>自分から自分に貸し付けるという手続きをしなければいけないのでしょうか。</p>
事務局 荒牧幸治 主任	<p>基盤整備事業の関係であれば土地の所有者と耕作者が同一であっても貸付は可能ということで従来より手続きをしております。</p>
事務局 藤森秀 次長	<p>基盤整備のところで農地中間管理機構を介さないと集積に計上されないというところで、自分から自分への貸付が行われております。</p>
小泉幸善 会長	<p>8割以上担い手に集約されると地権者負担が0になるという制度ですね。</p> <p>その他にご意見ご質問等がありましたらお願いします。(質疑等無し)</p> <p>以上で今月の議事、報告全て終了しました。</p>